

令和8年度愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業募集要領



1 趣旨

県内の社会福祉の向上を図るため、社会福祉団体等が行う地域の実情に応じ創意工夫を凝らした福祉活動に係る事業を広く公募し、その事業の実施に要する経費に対し、愛媛県「三浦保」愛基金を活用して予算の範囲内において助成を行います。

2 対象団体

(1) 対象となる団体は、県内に事務所を有する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、その他社会福祉の向上に寄与する事業を行う法人若しくは団体であって、次の要件をすべて満たすものです。

- ① おおむね1年以上継続して社会福祉に関する活動を行っていること。
- ② 団体の組織を備え、運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、会則等）を有するとともに、運営に当たっては多数決を原則としていること。
- ③ 財産及び会計の管理が適切に行われていること。
- ④ 愛媛県の規定指定金融機関又は指定代理金融機関の口座を開設しており、愛媛県会計規則第44条の規定に基づく口座振替申込書兼債権者登録（変更）票が提出され、口座振込で補助金の支払が可能であること。
- ⑤ 個人住民税の特別徴収を実施していること。（特別徴収義務がない団体を除く。）
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑦ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員、若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

(2) そのほか、次の要件をすべて満たす団体も、応募することができます。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、幼稚園、大学及び高等専門学校（第4学年以上）におけるグループであること。
- ② 令和8年度を通して地域福祉活動を行う予定であること。
- ③ 学校長等指導的立場の者が公募事業の申込みを行うこと。

3 対象事業

応募の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業であって、令和9年3月15日までに完了するものです。ただし、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は対象になりません。

- (1) 高齢者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業
- (2) 障がい者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業
- (3) 子育て支援に関する事業
- (4) 地域福祉活動に関する事業
- (5) その他社会福祉の向上に関する事業

4 助成額

助成額は、次の補助率で算出した額とします。ただし、1団体につき125万円を限度とします。

なお、補助対象経費は、別に添付している「補助対象経費費目」のとおりです。

- (1) 補助対象経費の50万円以下の部分 補助率 10/10 以内
- (2) 補助対象経費の50万円を超える部分 補助率 1/2 以内

5 事業実施期間

補助金の交付決定の日（6月初旬を予定）から令和9年3月15日までの間

6 応募方法

この要領に添付している応募申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上（学校におけるグループについては、(1)及び(9)以外は、提出可能なもののみで可）、募集期間内に、「えひめ電子申請システム（愛媛県）【手のひら県庁】」により提出してください。（電子申請での提出が難しく、郵送等での提出を希望される場合は県庁保健福祉課にご相談ください。）

なお、応募は、1団体1事業とします。

おって、提出された書類は、すべて審査会において公開します。

- (1) 公募事業申込書（事業計画書及び収支予算書を含む。）
- (2) 補助事業に関する確認書
- (3) 定款、寄附行為、規約、会則のいずれか
- (4) 役員名簿（任意団体の場合は、最低限代表、副代表、会計担当者などがわかる名簿）
- (5) 団体としての年間の事業計画書
- (6) 団体としての直近の予算書
- (7) 団体としての直近の決算書
- (8) 団体の理事会等で(7)の決算承認を受けたことが確認できる議事録の写し
- (9) 団体の活動状況が分かる書類（A4サイズ3枚以内）
- (10) 所得税の源泉徴収実施を証する書類（経費に源泉徴収が必要な経費（賃金、報償費等）がある団体に限る。）
- (11) 個人住民税の特別徴収実施を証する書類（直近の給与所得者等に係る市（町村）民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し）等）ただし、特別徴収義務のない場合は義務がない旨の申立書
- (12) 提出書類チェック表

7 募集期間

令和8年1月9日（金）から令和8年3月19日（木）17:15まで（必着）

8 審査

- (1) 応募のあった事業については、愛媛県職員で構成する保健福祉部部内審査会（以下、「部内審査会」という。）と外部委員を含む愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会で審査を行います。
- (2) 部内審査会の選考は、書類審査による一次審査及び応募者に直接事業内容等の説明（プレゼンテーション）をしていただく二次審査により行います。ただし、応募者による説明の実施が困難と認められる場合は、書類審査により二次審査を行います。
- (3) 部内審査会の選考結果を愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会に付議した上で、補助

対象事業を決定します。

9 部内審査会の審査日

別途通知します。(令和8年4月下旬から5月上旬を予定しています。)

10 公表

補助対象事業については、団体名(活動内容)、代表者、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。

11 結果の通知

審査(書類選考を含む。)の結果は、応募のあった団体すべてに文書でお知らせします。

12 事業の事後評価

補助金の交付を受けた団体には、愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業実施要領の規定に基づき、今後の社会福祉活動の推進に生かすため、事業実施後、事業評価を行い、その結果を報告していただき、これを公表します。

13 シンボルマーク及びロゴタイプの使用について

補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の実施に際し、別添「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ使用要領」に基づき、シンボルマーク及びロゴタイプの表示をしていただきます。

14 その他

この事業は、県議会での予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等を変更することもありますのであらかじめご了承下さい。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係

TEL : 089-912-2386 (係直通)

FAX : 089-921-8004

手のひら県庁(えひめ電子申請システム)

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9991



愛媛県「三浦保」愛基金

シンボルマーク及びロゴタイプ